

定期報告書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名 (法人の場合には、その名称及び代表者氏名)

印

電話番号 — —

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名 又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 —			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 —			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 —			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛 (満 24 月齢以上)	育成牛 (満 4 月齢以上 満 24 月齢未満)	子牛 (満 10 日齢以上 満 4 月齢未満)	
	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)			
	成牛(肥育後期の牛) (満 24 月齢以上)	肥育前期の牛 (満 9 月齢以上 満 24 月齢未満)	育成牛 (満 4 月齢以上 満 9 月齢未満)	子牛 (満 4 月齢未満)
頭	頭	頭	頭	

家畜の種類及び頭羽数 (続き)	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛(肥育後期の牛) (満17月齢以上)	肥育前期の牛 (満7月齢以上 満17月齢未満)	育成牛 (満4月齢以上 満7月齢未満)	子牛 (満4月齢未満)
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛 (満24月齢以上)	育成牛 (満4月齢以上 満24月齢未満)	子牛 (満4月齢未満)	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く)	繁殖豚		子豚 (離乳しかつ満3 月齢未満)
		成豚 (満12月齢以上)	育成豚 (満3月齢以上 満12月齢未満)	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏			肉用鶏
	成鶏 (満150日齢以上)	育成鶏 (満150日齢未満)		
	羽	羽	羽	
	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎	棟	心卵舎	棟

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、各家畜区分欄（ ）内のとおりとする。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
- 6 「畜舎等の数」については、小規模所有者（牛、水牛及び馬にあつては1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしにあつては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては100羽未満、だちょうにあつては10羽未満）にあつては記入不要。